

旭川市福祉のまちづくりに関する懇話会 会議録（令和3年度第2回）

日時	令和3年6月30日（水） 18:30～19:30
場所	旭川市民文化会館 第2会議室
出席者	鬼塚 晃任, 川口 勤, 神田 典行, 菊池 亮汰, 齋藤 建児, 佐々木 和雄, 高森 崇, 玉田 昌嗣, 林 欽一, 飛騨 晶子, 廣岡 輝恵, 廣長 賢治, 堀川 沙織, 吉政 文代（敬称略） 福祉保険部次長 小島 浩吉志 福祉保険部福祉保険課主幹 古川 雄輔 福祉保険部福祉保険課地域福祉係主査 柴田 淳
欠席者	鎌本 かおり
会議の公開・非公開	公開
傍聴者	なし
会議資料	資料1 (仮称)福祉のまちづくり条例骨子(案)修正箇所一覧 資料2 (仮称)福祉のまちづくり条例骨子(案)新旧対照表 資料3 旭川市まちづくり基本条例及び各種計画における関連項目 資料4 旭川市における重層的支援体制整備事業(イメージ) 資料5 『地域まるごと支援員』は、皆さんと一緒に取り組みます。

1 開会

- ・緊急事態宣言のため2か月の間隔があつての開催となっている。

2 議題

(1) (仮称)福祉のまちづくり条例骨子(案)について
(事務局)

- ・福祉保険課主幹から資料1～2に基づき説明。

(参加者)

- ・名称の案が提示され、法律上わかりやすい名前になったと感じる。しかし、市民目線ではまだ難しく、仮に『やさしいまちづくり条例』と言う具合に、愛称のような名前を付けることは出来ないだろうか。PRを行うにしても、興味を持てる名前が必要だと思われる。

(事務局)

- ・可能な限りわかりやすく具体的に考えているが、聞きなれない方にすると馴染みは薄い。条例を作っても浸透しなくては意味がないので、工夫をしていきたい。
- ・正式に条例の愛称を定めることができるか分からないが、説明資料の中で略称として表記された表現が愛称として定着することは考えられる。

(参加者)

- ・定義(3) 合理的配慮の文章で、旧『過度の負担』から、新『過重でない範囲』という表現に変更になっている。新表記は『対応する者にとって耐えられないほど重いもの』という主體的な意味が含まれているが、旧表記は『常識に照らし合わせて負担が重いもの』という客観的要素が含まれている。変更した理由や意味について何かあれば説明が聞きたい。

(事務局)

- ・深く意味を検討したわけではなく、他都市の条例等を参考にし文章を組み立てている。意味の違いがあれば、今後検討することとする。

(参加者)

- ・条例の中で旭川市社会福祉協議会の役割等が追加されている。地域福祉の中核を担う法人だと理解しているが、一方では地域にある社会福祉法人の一つという側面もある。異議があるわけではないが、一つの法人を条例の中で大きく位置づけた意味を聞きたい。

(事務局)

- ・社会福祉協議会については、社会福祉法によって各自治体に設置が位置づけられている法人である。取組を実施するうえで、他の法人と連携しつつ社会福祉協議会が全体のコーディネーターを担う役割として考えており、市と社協をパートナーとして位置づけた。他の自治体では条例の中に社会福祉法人を含める事例は少ないが、市民、社会福祉協議会、行政という三位一体で同じ方向を見ながらやっていきたいという意味で、頭出しをしたところである。

(参加者)

- ・社会福祉法第109条に地域福祉を推進する団体として明記されていることが、本条例に社会福祉協議会を表記していることの明確な根拠であると感じている。

(2) 重層的支援体制整備事業について

(事務局)

- ・福祉保険課主幹から資料3～5に基づき説明。

(参加者)

・地域住民の悩みは複雑化しており、制度の狭間の課題も様々である。生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、住民等は一生懸命やっている。ネットワークを活用しながら頑張っているが、うまくいかないことも多い。”地域まるごと支援員”を旭川市社会福祉協議会に設置し、専門職、市民、ボランティア等と連携しながら地域づくりをするとのことだが、どのような人材が担うことになり、何人ぐらい必要なのか。また、専門家はたくさん居るが、まるごと全てを解決することは可能なのか。

(事務局)

・旭川市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターが、今現在地域づくりの一役を担っているが、高齢者分野に限定された役割である。”地域まるごと支援員”は、高齢、障がい、子ども、生活困窮等のどんな分野であっても対応が出来る、地域づくりの中心を担う役割だと考えており、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師などの専門的な資格や経験のある方で、最大12人の支援員を考えている。

・旭川市社会福祉協議会には専門の有資格者が働いているが、長期的な業務の継続性を考えると、新規の採用者を加えて、様々な課題に対応できるチームを作る役割として、経験を積みながら体制を整えていくことになると考えている。

(参加者)

・相談支援の図において、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター、子ども総合相談センター、自立サポートセンターの4つの機能を統合化するように見える。事業所は独立しているとしても、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員も含めた,”地域まるごと支援員”との統合化した連携イメージを聞きたい。

・この事業の核として生活の困り事も含めた支援があると考えられる。参加支援は重要な位置付けであり、それに付け加える形で『日常生活・参加支援』がふさわしいのか、『参加支援』に限定した表記と取組にするのか聞きたい。

(事務局)

・4つの窓口を統合するのではなく、そのままの機能を維持しつつ”地域まるごと支援員”が、他分野との連携を円滑に進めるため、コーディネーターとして横串の役を担うというイメージである。

・日常生活に困り事を抱えた人たちも参加支援の対象であり、早めの介入がその人らしい生活の実現につながると思われる。一方で人員的なこともあるが、直接的な支援が中心ではなく、地域で活動するボランティア等によるサポート体制づくりが必要と考えている。

(参加者)

・統合化については,”地域まるごと支援員”が入ることで、連携会議等の具体的な機能を

担うことがあるのか尋ねたい。

- ・日常生活の支援も含むと言うことだが、現行の『参加支援』という言葉のままなのか、『生活支援』も加えていくのか確認したい。

(事務局)

- ・支援対象者の状況に応じて、必要とされる分野を統合した会議体を開催し、支援プランを作成することになる。”地域まるごと支援員”が全てのプランを作成するのではなく、役割分担等を会議体で検討しながら進めていくイメージである。

- ・国の資料によって『参加支援』という言葉が使われている。今後、実際の事業構築によっては説明資料の中に『生活支援』についても明記することを検討していきたいと考えている。

(参加者)

- ・”地域まるごと支援員”の役割は、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、困りごとを抱えた市民において、期待が大きいと感じた。既存の福祉体制をベースにした上に、”地域まるごと支援員”を置くということは、他の支援機関等の役割が大きく変わるものではないということか。

(事務局)

- ・既存の活動や相談支援体制が大きく変わることはない。困難を抱える世帯を見つけても、つなぎ先がわからない案件があると聞いているが、本事業では、まずは話を聞くことから始まり、一部分でも解決につなげることが目標である。高齢、障がい、子ども、生活困窮でもないケース、もしくは全てを含んだ、複合的な困難ケースの課題解決の糸口として”地域まるごと支援員”の設置を考えており、見つけた後のつなぎ先が、今までに加えて一つ増えたと思って欲しい。

3 その他

(事務局)

- ・福祉保険課主幹から次回の日程調整について連絡。

4 閉会